

豊中市学校地域連携ステーション事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市学校地域連携ステーション事業（以下「本事業」という）は地域全体で学校教育をはじめとする子どもの育ちを支援する体制づくりを推進することにより、教育内容の多様化や教員の子どもの向き合う時間の増加、ならびに子どもたちへのきめ細やかな指導や対応を拡充し、生きる力の育成に資することを目的とする。また、学校と地域の連携による地域の教育コミュニティづくりの推進により、学校と地域双方の活性化を進めるとともに、住民等の学習成果の活用機会の拡充を図る。

(実施内容)

第2条 教育長は第1条の目的を達成するために、小学校、中学校及び義務教育学校に、学校地域連携ステーションを設置し、次の活動を委託するものとする。

- (1) 教育コミュニティづくりのための学校と地域の情報の共有化と人の交流
- (2) 学校教育に関わる学校支援ボランティア活動推進の体制づくり
- (3) その他目的を達成するための活動

(学校支援コーディネーターの配置)

第3条 本事業を実施するにあたり、学校と地域の連携を円滑に進めるため学校支援コーディネーターを配置するものとする。

(委託申請)

第4条 本事業の委託を希望する各校学校地域連携ステーションは、学校地域連携ステーション事業実施申込書を教育長に提出するものとする。

(報告)

第5条 各校学校地域連携ステーションは、教育長が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

(委託金の額)

第6条 委託金の額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年（2009年）10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。